

平成 29 年第 2 回仙台市入札等監視委員会会議録

【署名】

高橋 千佳

---

押印掲載  
を省略

1 日時 平成 29 年 4 月 26 日 (水) 14 時 00 分～15 時 56 分

2 開催場所 本庁舎 2 階 第四委員会室

3 出席委員

有川 智 委員長

松尾 大 委員

高橋 千佳 委員

蘆立 順美 委員

(水野 由貴 委員は所要欠席)

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局長 (冒頭挨拶のみ出席)	板橋 秀樹
財政局 財政部 契約課長	大泉 新一
財政局 契約課 契約課 主幹兼管理係長	吉田 学
財政局 契約課 契約課 主幹兼工事契約係長	大場 剛典
都市整備局 参事兼技術管理室長	川上 正博
都市整備局 技術管理室 技術企画係長	佐々木 健雄
水道局 総務部 企画財務課長	永澤 信
水道局 総務部 企画財務課 契約係長	庄司 幸則
水道局 給水部 計画課 技術管理係長	瀬良 利明
水道局 給水部 管路整備課長	境 潔
水道局 給水部 管路整備課 工事第一係長	松岡 裕治
水道局 給水部 南配水課長	千葉 敏昭
水道局 給水部 南配水課 主幹兼東維持係長	伊藤 本之
交通局 総務部 財務課長	中村 喜陽
交通局 総務部 財務課 契約管財係長	菅井 英樹
ガス局 総務部 契約原料課長	那須野 昌之
ガス局 総務部 契約原料課 契約係長	鈴木 貢史
ガス局 製造供給部 建設課長	加藤 弘道
ガス局 製造供給部 建設課 建設管理係長	内海 敬一
市立病院 経営管理 部経営企画課長	小椋 純一郎
市立病院 経営管理部 経営企画課 主幹兼契約係長	伊藤 政樹

## 5 会議の経過

### 【1】開 会

### 【2】財務局長 挨拶

### 【3】議事の経過及び内容

進 行： 有川 智 委員長

会議録署名委員： 高橋 千佳委員

#### (1) 工事に係る入札及び手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(資料 P1)、「入札方式別発注工事一覧表」(資料 P2～27) 及び「指名停止の運用状況一覧表」(資料 P28～30) に基づき報告。

#### 【質疑応答】

#### 工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
工事契約の状況について	事務局	<p>今回の報告は、平成 28 年 10 月 1 日～12 月 31 日に契約した、予定価格 1,000 万円以上の工事案件が対象である。</p> <p>総契約件数は 222 件である。昨年は 225 件であり大きな増減はない。</p> <p>特例政令適用一般競争入札は対象案件が無かった。</p> <p>制限付き一般競争入札は 202 件で、内訳は市長部局 149 件、水道局 36 件、交通局 9 件、ガス局 5 件及び市立病院 3 件である。</p> <p>指名競争入札は 4 件で、内訳は市長部局 1 件、水道局 3 件である。</p> <p>随意契約は 16 件で、内訳は市長部局 13 件、ガス局 2 件、市立病院 1 件である。</p> <p>(資料 P1～27 参照)</p>
指名停止の状況について	事務局	<p>今回の報告に係る期間(平成 29 年 1 月 1 日～3 月 31 日)における指名停止案件は 8 件 16 社である。</p> <p>No.1 は(株)城南である。これは、本市発注工事における車両系建設機械の移送にあたって、道板を使用したにもかかわらず、作業員の負傷事故を発生させた。このことが、労働安全衛生法違反にあたるとして仙台労働基準監督署より是正勧告を受けたもので、2 か月の指名停止とした。</p> <p>No.2 は鉄建建設(株)である。これは、当該業者及び当該業者の現場所長が、当該業務社員に違法な時間外労働を行わせたとして、平成 29 年 1 月 10 日に大船渡簡易裁判所から、労働基準法違反により罰金刑の略式命令を受けたもので、1 ヶ月の指名停止とした。</p> <p>No.3 は 5 社が指名停止である。これは、特定消防緊急デジタル無線機器について</p>

て、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意することにより、公共の利益に反して、特殊消防救急デジタル無線機器の取引分野における競争を実質的に制限していたとして、平成 29 年 2 月 2 日、公正取引委員会から独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）違反と認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたもので、4 社は指名停止期間を課徴金減免制度適用により、2 分の 1 の 2.5 か月とし、残りの 1 社は指名停止期間を 5 か月とした。

今回の排除措置命令の対象に仙台市の案件は含まれていなかったが、宮城県内の複数の行政機関（7 団体）が対象となっている。現在の要綱上排除措置命令の対象が県内の場合と県外の場合、短期措置期間に差がないが、措置要件があっせん利得処罰法違反や建設業違反の場合は差をつけている。今回の案件を考えた場合、差がないのはいかなるものかという内部での議論があり、今回は運用上の取り扱いとして、1 ヶ月を加えて 5 ヶ月としたものである。

No.4 は 3 社が指名停止である。これは、中部電力株式会社が発注する特定ハイブリッド光通信装置及び特定伝送路用装置について、公正取引委員会から独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたもので、2 か月の指名停止とした。尚、日本電気(株)は指名停止期間中のため、指名停止の始期は現指名停止期間の満了日の翌日となる。

No.5 は川田工業(株)である。これは、当該業者の元名古屋営業所長が、国土交通省中部地方整備局が発注した工事において、同局職員に工事関係資料の提供を依頼したとして、平成 28 年 12 月 6 日、国家公務員法違反（唆し）の罪で略式起訴されたもので、1 ヶ月の指名停止とした。

No.6 は渡辺建設工業(株)である。これは、本市水道局発注工事において、危険を防止するための必要な措置を講じず、作業員の負傷事故を発生させた。このことが労働安全衛生法違反にあたるとして仙台労働基準監督署より是正勧告を受けたもので、2 ヶ月の指名停止とした。

No.7 は 4 社が指名停止である。これは、地方公共団体等が宮城県又は福島県の区域を施工場所として発注する施設園芸用施設の建設工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為があったとして、平成 29 年 2 月 16 日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたもので、1 社を課徴金制度適用のため措置期間 2 分の 1 の指名停止 2.5 か月、残りの 3 社を 5 ヶ月の指名停止とした。尚、その内指名停止 5 か月の井関農機(株)については、1 年以内の再処分のための措置期間(短期)2 倍及び課徴金減免制度適用のための措置期間 2 分の 1 が相殺された形になっている。

No.8 は(有)大開工業である。これは、当該業者の元社長が、環境省が発注した東京電力福島第 1 原発事故に伴う福島県内の除染事業に係る工事において、下請として参入できるよう便宜を図ってもらった見返りに、環境省福島環境再生事務所の職員に対し、飲食等の接待をしたとして、平成 29 年 3 月 2 日、贈賄容疑で逮捕されたもので、4 ヶ月の指名停止とした。

		(資料 P28～30 参照)
指名停止期間の運用基準について	委員	指名停止の期間について、一定の運用基準はあるか。
	事務局	基本的に「有資格者に対する指名停止に関する要綱」の別表に基づく運用を行っている。但し、本要綱中の項目毎の整合性を今回検討したところ種々の考えさせられる要件も見つかった。要綱の改正を含めた見直しが今後の課題である。
	委員	その点は同感である。要綱の整合性に問題がある可能性があるのであれば、要綱の改正についても検討願いたい。
指名停止不服申し立てについて	委員	指名停止に対して業者からの不服申し立ての手段はあるのか
	事務局	手段は用意してある。
再処分時等の指名停止期間について	委員	No7 の備考欄の中の 1 年以内の再処分のための指名停止措置期間 2 倍適用は指名停止要綱実施要領第 4 条第 4 項に基づいたものなのか。
	事務局	その通りである。
	委員	再処分の場合は基本的に指名停止の措置期間を 2 倍にするというのは一般的な取扱いなのか。
	事務局	指名停止の再処分については措置期間を 2 倍にするという、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申し合せというものがあり、再度違反行為が加わった場合は指名停止の措置期間を 2 倍にするという基準を設けることで再犯防止対策としている。 ただし、その運用申し合せの中で、指名停止にすることを基となった理由が、当初の指名停止を行う前の場合は加重対象としないものとしている。
	委員	No4 の日本電気(株)は、前回の指名停止と今回の指名停止の理由が違うために措置期間を 2 分の 1 としたのか。
	事務局	日本電気(株)については、後の案件への指名停止の排除命令が出たのは、実際の違反行為時点からかなり期間が経った後であり、前回の処分案件よりも前の違反で重犯ではなかった。そのため、指名停止期間を 2 倍にする措置の対象外である。
	委員	たまたま、指名停止排除命令が後から出たという理由により、指名停止期間が軽減されるというのは説得力がないのではないかと。また、仮に該当事項が異なるとしても違反行為には違いなく、指名停止期間 2 倍まではいかなくとも複数の違反を行っている点は考慮すべきではないかと。
	事務局	全国の都市間における指名停止の扱いへの考え方は統一されており、そのモデルに沿った対応には合理性があると考えている。今回のケースでは指名停止期間を通常通りとして扱うのが適切であると判断した。
	委員	指名停止期間については、複数の違反行為がある場合には 2 倍まではいかなくても指名停止期間を多少長くするといった考慮を要するケースもあるのではないかと。

	事務局	本委員会でのご意見を踏まえて今後の検討課題としたい。特に他都市の指名停止期間の運用状況も調査、注視しながら検討させて頂きたい。
負傷事故と指名停止の関係性及び負傷事故の申告、内容把握について	委員	No1 と No6 は工事関係者事故について負傷事故を発生させたことによる指名停止であるが、負傷度合いの軽重は指名停止期間の違いにどのように反映されるのか。基準は存在するのか。また、工事現場における事故の申告の状況はどうか。
	事務局	死亡にせよ負傷にせよ事故内容の軽重は指名停止期間には直接関係はない。事故に至る原因こそが問題であり、個人の過失の場合などは対象にならない。あくまで施工業者の安全管理の適否が問題となる。 事故が発生すれば、施工業者から発注者に連絡がある。併せて、労働基準監督署及び警察への連絡が義務付けられている。そこから安全管理上の問題などの事故原因を特定することとなる。その際、労働基準監督署から施工業者に労働安全衛生法違反による是正勧告が出されると指名停止に直結する扱いとなる。
随意契約が多くなった理由について	委員	P1 の入札方式別発注工事総括表では随意契約の件数が指名競争入札件数より多くなっているが、以前は逆で指名競争入札の件数の方が多かったのではないか。何か理由はあるのか
	事務局	P24 の一覧表で示した随意契約（本庁分）でわかる通り、災害復旧工事案件が多くなっている。震災による災害工事は減ってきているが、平成 27 年 9 月の豪雨災害への対応が急務であった。具体的には河川、林道などの復旧土木工事がでてきている。これが人気薄なため応札に至らず不調案件が多かった。 災害復旧の臨時工事は先延ばしできず、随意契約で対応せざるを得ないケースが多くなったためである。これらの案件は本来一般競争入札が望ましいが、地方自治法施行令に随意契約を許容する条項があり、これを生かして随意契約による早期の災害復旧を進めたところである。

## (2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

1)事務局より、今回審議対象となる 222 件の工事のうち、水野委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事抽出事案」10 件を報告（詳細は資料 P31 参照。）。

2)委員会により、1)の 10 件のうち本日審議する事案として以下 6 件の事案を選定。

### 【選定事案】

#### ◆制限付き一般競争入札

- ①仙台市東部復興道路整備事業（主）塩釜亘理線道路改築工事（荒浜大堀工区・その 1）
- ③平成 28 年度プレハブ仮設住宅解体工事その 2
- ④（市）新寺通線舗装改修工事

⑦仙台市立病院 3 階医局改修工事

◆指名競争入札

⑧ (一) 秋保温泉線 (源兵衛原地区) 道路横断暗渠改修工事 2

⑨水南配資第 28-57 号非常用飲料水貯水槽 (旧荒浜小学校) 撤去工事

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「①仙台市東部復興道路整備事業 (主) 塩釜亘理線道路改築工事 (荒浜大堀工区・その 1)」  
について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>この工事は、塩釜亘理線道路の改築工事である。</p> <p>入札方式は、制限付き一般競争入札で総合評価方式簡易型 I 型とした。</p> <p>入札参加資格については、過去の類似及び同種工事の発注実績を勘案し、地域要件 (仙台市内に本店を有すること)、格付評点 (土木工事の格付評点を代表者については 1100 点以上、代表者以外の構成員については 900 点以上)、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 2JV で、2JV による入札を行ったところ、奥田建設・赤坂建設共同企業体が総額判断基準価格を下回ったため低入札調査 (ヒアリング) を実施し、当該契約内容の適正な履行がなされない恐れはないと判断し落札候補者に決定。総合評価委員会において、落札候補者が提出した技術資料等を審査の結果、同共同企業体を落札者と決定した。</p> <p>(詳細は資料 P32~35 及び P61 参照)</p>
調査基準価格設定及び低入札調査について	委員	<p>落札した JV が調査基準価格を下回っていたにも拘わらず低入札調査 (ヒアリング) の結果、落札は適正と判断しているが、落札価格と調査基準価格との価格差がかなり大きい。</p> <p>調査基準価格の設定の仕方及びヒアリングにおいて適正な工事の履行がなされると判断した評価方法を説明して欲しい。</p>
	事務局	<p>調査基準価格については工事一律で金額基準を設定している。</p> <p>本案件では別紙資料の通り、調査基準価格は純工事費の 95%、現場管理費の 75%及び一般管理費の 55%の合計額を下回った場合に調査対象となる。</p> <p>今回はこれを下回ったため、低入札調査対象となったものである。</p> <p>具体的な低入札のヒアリングは提出書類を基に、業者が積算した内訳書などを対象として行う。この内訳書については業者が自社で行うものと下請を活用して行うものとの区分がある。例えば、下請を使って行うものについては、下請から適正な見積りを取っているか。また、見積金額は下請からの提示そのままの金額が積算の大前提であり、元請業者からの指示で低価格にし</p>

		ていないか。などの調査を行っている。つまり、低入札故に下請け虐めになるのではないかと。といった懸念を重点的に見ている。併せて、本案件のように工期が長いものに関しては、工事の安全管理面の内容への積算も重視して調査している。
	委員	調査の際は、下請業者へのヒアリングも行っているのか。
	事務局	そこまでは実施していない。業者から内訳となる見積りは取っているが、本市と直接契約を交わす段階に至っていない時点では、そこまでの調査には踏み込めないためである。但し、契約後に工事が始まれば、仙台市の工事担当部署が都度、下請への工事代金支払い状況等を厳しく監視することとしている。
積算の容易性について	委員	道路工事なので積算は比較的容易なのか。
	事務局	道路工事一般の積算は、積算基準が比較的明確で積算が容易な舗装工事ほど容易な訳ではない。 本工事では土を盛土するボリュームが大きいと、金額は大きくはなるが、工事内容から判断される積算は比較的容易ではある。

### 「③平成28年度プレハブ仮設住宅解体工事その2」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>この工事は、プレハブ仮設住宅 38 棟の解体工事である。</p> <p>予定価格から、入札方式は制限付き一般競争入札とした。</p> <p>入札参加資格については、形式的に必要とされる資格に加えて、工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえた資格を設定した。具体的には、地域要件（仙台市内に本店を有すること）、格付評点（家屋解体工事の格付評点が 850 点以上）、元請負としての施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 5 社で、5 社による入札を行ったところ、1 社が総額判断基準価格を下回り、失格基準価格をも下回ったため失格となった。</p> <p>残りの 4 社が予定価格を下回ったが、最低価格の田中産業(株)を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P39～40 及び P63 参照）</p>
入札者数と予算及び工事規模の関係性について	委員	本案件を含む解体工事案件は P7 の一覧表の 8 件あり、入札者数は一覧の前半と後半では差があるが、予算規模及び工事規模によるものと理解して良いのか。
	事務局	基本その通りである。今回の解体工事は、3 月までの工期で発注している。金額が大きい程解体規模が大きく、技術者及び会社の施工能力の問題が生じてくる。会社によって一定程度扱える範囲が決まってくるため参加者が収斂

		されるものと考えている。
失格事由について	委員	失格となった業者の現場管理費が低過ぎた理由は。
	事務局	落札するため、各業者は自社なりの考えで積算を行うが、想定する積算と本市の積算の間に大きな乖離が生じたためと思われる。
入札への重複応募について	委員	建設工事の中では解体工事は入札者数が多い種別だが、応札者はそれぞれの案件で重複が多いのか。
	事務局	重複は多い。技術者の人数等により施工できる工事に限りはあるが、技術者数以上の応募は認めているので重複して応募し何とか仕事を獲得したいという意思表示と考えている。

#### 「④（市）新寺通線舗装改修工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	この工事は、新寺地区の道路舗装改修工事である。 入札方式は制限付き一般競争入札で、総合評価方式簡易型Ⅰ型とした。 入札参加資格については、過去の類似及び同種工事の発注実績を勘案し、地域要件（仙台市内に本店を有すること）、格付評点（舗装工事の格付評点が700点以上）、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。 入札参加申請者、入札参加者は仙舗建設(株)1社で、入札を行ったところ同社が落札候補者となり、総合評価委員会において技術資料等を審査の結果、同社を落札者と決定した。 (詳細は資料 P42～44 及び P64 参照)
不人気な理由について	委員	入札が1社ということだが、不人気だった理由はなにか。
	事務局	P64の地図をご覧頂きたい。ここは工事場所が離れた位置に2か所あり、それぞれ交差点への対応に加えて交通量も多いことから手間がかかるため敬遠されたと考えている。
落札者決定基準の評価項目について	委員	P45の落札者決定基準の評価項目が幾つか消されているのは何故か。
	事務局	この案件は区役所で試行的に行われた予定価格1,000万円以上5,000万円未満の舗装工事にかかる総合評価案件である。本日その他の議題の中で関係する制度改正について説明する予定になっており、その中で説明を行いたい。

#### 「⑦仙台市立病院3階医局改修工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	この工事は、仙台市立病院3階病歴室及び病歴事務室を医局及び科部長室へ改修する建築工事である。 予定価格から入札方式は制限付き一般競争入札とした。

		<p>入札参加資格については、過去の類似及び同種工事の発注実績を勘案し、地域要件（仙台市内に本店を有すること）、格付評点（鉄骨・鉄筋コンクリート建築工事の格付評点が 600 点以上 950 点未満）、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者、入札参加者は(株)サンホーム 1 社で、入札を行ったところ、同社が予定価格以下で落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P53～54 及び P67 参照）</p>
新築後、短 期間で改修 を行う理由 について	委員	仙台市立病院が、新築後あまり期間を経ずに今回の改修に至った理由は。
	事務局	以前から、医師の数が増えると医局フロアの拡幅、科部長室の増設の必要性が論じられており、今回は当初予想よりも早い段階での改修が必要となったものである。
業者選定に ついて	委員	新築時に担当した業者が継続して改修する方が合理的ではなかったのか。
	事務局	新築時に担当した JV に関係していた 1 社から入札参加への問い合わせを受けたが、入札参加格付評点の範囲より高い評点を持つ業者であり、不適格であった。
	委員	入札に参加したい業者があるなら、許可すれば、入札の幅が広がるのではないか。
	事務局	<p>本案件では格付評点の範囲内でも入札に参加できる業者数は、概ね百社ありもっと多くの入札参加を見込んでいた。しかし、新築後の経過期間が短かったためか、新築時の業者が行うのではないかというムードが生じたため 1 社入札となったのかも知れない。</p> <p>市立病院が工事を担当する業者を決める際の格付評点などの設定基準は仙台市役所と全く同じである。また、工事内容が、開けた空間に間仕切りを設ける単純な内装工事であり、特殊な技術も不要で高い格付評点を持つ企業に入札させる必要性がなかったためである。</p>
工事の範囲 について	委員	本案件は当初の想定より改修時期が早まったとのことだが、工事の規模や内容などの範囲についてはどうか。
	事務局	当初からの想定通りである。
更なる改修 の必要性に ついて	委員	現段階では新たな改修は生じないと判断しているのか。
	事務局	新たに特殊な要件が発生しない限り、大きな改修はないと考えている。

「⑧（一）秋保温泉線（源兵衛原地区）道路横断暗渠改修工事 2」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	この工事は、秋保源兵衛原地区の老朽化が進み、崩壊危険性のある道路暗渠の改修工事である。

		<p>この案件は、平成 28 年 7 月 28 日に制限付き一般競争入札で公告したが応札者がなく中止となった。本案件は老朽化に伴う破損個所であり、早急に着手する必要があることから契約までの期間を短縮するため、指名競争入札で行うこととした。</p> <p>10 社を指名し、8 社が辞退し、2 社で入札を行い長谷川建設(株)が落札した。(詳細は資料 P55～56 及び P68 参照)</p>
本案件が人気のない理由について	委員	本案件は当初制限付き一般競争入札としていたが、応札者がなく、指名競争入札でも 10 社中 8 社が辞退するなど辞退者が多かったようだが、理由をどう考えているのか。
	事務局	P68 の地図をご覧頂きたい。人気がない理由は工事地区の地理的要因及び施工時期が冬季で雪が降るなどといった季節的な要因が考えられる。また、位置的に業者が工事現場に出向くための時間的な要因なども影響したのかも知れない。
	委員	冬季の工事であることが、入札で人気薄となった原因というのは理解できるが、工期を冬場以外に設定することはできなかったのか。
	事務局	当初想定した一般競争入札の時期から見て冬季を迎える前に工事に入れる案件だったとも考えられるが、その時点の入札条件では結果的に応札が難しかったということである。また、補足になるが、参考として挙げた同地区同種の関連既工事も応札者がなく、結果的に随意契約に頼らざるを得なくなった経緯もある案件である。元々工事を行うには厳しい地域環境であったのかも知れないと考えている。

「⑨南配水資第 28-57 号非常用飲料水貯水槽（旧荒浜小学校）撤去工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>この工事は、旧荒浜小学校に設置してある非常用飲料水貯水槽の撤去工事である。</p> <p>この案件は、平成 28 年 9 月 27 日に制限付き一般競争入札で公告したが応札者がなく中止となった。本案件は、旧荒浜小学校に設置してある非常用飲料水貯水槽の撤去を行うものであるが、旧荒浜小学校については、荒浜地区地域モニュメントの一環で、震災遺構として平成 29 年 4 月に一般公開が予定されており、早急に着手する必要があることから、契約までの期間を短縮するため、指名競争入札で行うこととした。</p> <p>8 社指名し、1 社が辞退し、7 社で入札を行い渡辺建設工業(株)が落札した。(詳細は資料 P57～58 及び P69 参照)</p>
入札方式について	委員	本案件は電子入札、郵送入札ではなく、入札者が直接札を入れる方式で行われた入札か。

	事務局	その通りである。
積算の容易性について	委員	本案件の落札率は 99.02%とのことだが、業者による積算がやり易い工事だったからなのか。
	事務局	積算の難易を一概に評価するのは難しい。本案件は工事場所が小学校の敷地内で大きな制約はないが、飲料水を貯めるための貯水槽は口径 2600mm で 26m の延長があり、5.5m の深さがある。沿岸部という事で地下水の水位も高いためそれに対応した工法を採用しており、通常の配水管工事に比べ難易度は高い工事であると判断している。
指名競争入札辞退者が少ない理由について	委員	制限付き一般競争入札では応札者がいなかったとのことだが、指名競争入札時における辞退者が先程質疑した案件⑧に比べて少ないのは何故か。指名競争入札までの短期間に辞退しないだけの何か事情があったということか。
	事務局	<p>詳細は不明だが、制限付き一般競争入札時に応札がなかったのは業者が諸条件を見積もった結果であり、指名競争入札に切り替えて辞退が少なかったのは水道局とのこれまでの関係も考慮して参加して頂いたものだと考えている。</p> <p>指名競争入札には参加したが、金額的には予定価格を上回る業者も数社あるなど業者から見て条件面で厳しい案件だったと思われる。</p> <p>一般競争入札で応札者がいないのに指名競争入札に切り替えると入札参加者が出てくるのは、実績のある地元の業者を指名することで各指名業者なりに本市との関係を考慮していることの現われではないかと考えている。</p>
入札時、予定価格超過者の扱いについて	委員	予定価格事後公表で予定価格を応札時点で超えている場合失格ではないのか。
	事務局	入札自体は制限されないが、落札の対象にはならないということである。

#### 「全体を通しての質問」

	発言者	発言内容
震災前後の入札状況の変化について	委員	震災後の工事は落ち着いてきたとのことだが、以前は急を要する工事が多い状況で入札時の競争が正常に機能しているかが大きな論点であった。現在の状況は震災直後に比べてどの程度変化したのか。
	事務局	震災直後からは、当然だが相当落ち着いてきている。但し、発注案件が大きく減ったかと言われればそうではない。大震災に関係する工事は復興期間も終了したため落ち着いてきている。他方で工種による格差はあり、先程説明した豪雨に対応するための工事のように思うような進捗が覚束ないなどの状況は未だにある。

(4) その他

工事契約落札率の状況及び契約制度の改正について

論点等	発言者	発言内容
工事契約落札率説明	事務局	「落札率資料」により、平成 28 年度工事種別落札率一覧及び平成 26～28 年度の特命随意契約を除く落札率についての包括的な概要説明報告を行った。
	委員	質問なし。
契約制度改正の概要説明	事務局	<p>資料「仙台市発注工事における総合評価一般競争入札の制度改正について」により以下の通りの説明を行った。</p> <p>仙台市の総合評価一般競争入札については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）に基づき平成 21 年度から制度を導入しているが、制度の評価項目は概ね 2 年毎に改正を行ってきたところである。今回平成 29 年 4 月の改正では特に土木建築など工種に応じた適切な評価方式の再編を図ることとともに公共工事の維持工事に携わる企業及び地域の担い手の確保、育成に向けた取り組み実施企業をより適切に評価するための項目改正となっている。総合評価方式の再編については簡易型 I 型を土木型・建築型・建築設備型・プラント型の 4 つに区分し、工種の特性に応じた評価項目とした。</p> <p>また、簡易型 I 型の新たな方式として 1,000 万円以上 5,000 万円未満の舗装工事で適用する「地域実績型」を追加した。これは P45 の総合評価調書と見比べて頂くとわかるように、昨年度各区の舗装工事で試行した簡易型 I 型では一部の項目を取消線で見え消しにして行っていたものであるが、最初から評価項目を削除したものである。更に、40 歳以下の若手又は女性技術者の配置状況並びに建設業労働災害防止協会の加入状況を評価項目に追加したことなどである。</p>
地域実績型について	委員	新たに追加された地域実績型であるが、予定価格 1,000 万以上 5,000 万円未満の舗装工事は基本的に全てこの型で対応することとなるのか。
	事務局	<p>地域実績型は、区役所又は支所で契約する舗装工事が対象であるが、予定価格 1,000 万円以上 5,000 万円未満の工事すべてが対象となるものではない。</p> <p>発注する区又は支所での実績がある場合加点することとしており、各区・支所で対象工事を選定し行うものである。</p>
ダンピング対策及び暴力団等の排除について	事務局	平成 29 年 4 月よりダンピング対策の強化と中小企業等の採算性改善のために予定価格 1,000 万円以上 5 億円未満の工事請負契約において失格基準価格を引き上げた。また、入札の都度、毎回提出して頂いていた暴力団等排除に関する誓約書を今回廃止している。これは、登録申請時に暴力団ではない旨を明記した申請書を各企業から提出して頂く手続きに改訂したものである。

		誓約書の廃止にあたって全契約書において暴力団に関係することが判明した時点での契約解除及び違約金の徴収を明記した。これらに伴い改正した要綱・要領は資料のとおりである。
	委員	暴力団排除に関して、一般競争入札参加者名簿への登録の際に確認を行っているとのことだが、後に暴力団関係者であることが判明した際の名簿からの削除手続きはどのようなものか。
	事務局	暴力団関係者で無いことが名簿登載条件であり、暴力団関係者であると判明した時点で条件違反となるので名簿から排除することが可能と考えている。

## 6 その他

今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

- ①次回の抽出委員は蘆立委員に依頼する。
- ②次回の委員会の日程は、平成 29 年 8 月 3 日（木）14 時からの予定である。

## 7 閉 会